

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書において、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成15年9月8日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「15.6.4以降開示請求日までの外来者駐車場利用にかかる苦情や情報提供の内容（県庁がとった措置内容を含む）を記録した文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「外来者駐車場利用に係る苦情及び情報提供の内容を記録した文書（平成15年6月4日以降開示請求日まで）」として次の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定の上、平成15年9月18日、条例第10条第2号及び第3号に該当する情報が記載されていることを理由に、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 平成15年6月4日付け聞取票
- (2) 平成15年6月6日付け起案文書
- (3) 平成15年6月11日付け聞取票（以下「聞取票」という。）
- (4) 外来者駐車場整理票の取扱いに係る平成15年6月25日付け文書「外来者駐車場整理票について」
- (5) 平成15年6月20日付け聞取票
- (6) 平成15年6月25日付け聞取票（以下「聞取票」という。）
- (7) 苦情対象車両の駐車整理票（以下「本件駐車整理票」という。）

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成15年9月22日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、全部開示の決定を求めるといものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おむね次のとおりである。

部分開示決定書には、車両番号等は特定の個人が識別され得る情報であるため、広島県の裁量により、開示しないと一方的に理由づけている。

広島県は、外来者駐車場の利用者が、広島県職員や元職員などである事実（目的外利用）を秘匿するために、自らに都合の悪い記録は存在しないこととしたり、自動車の登録番号は個人情報だとして、徹底的に開示を拒否している。

理由説明書において、該当する車両番号を個人に関する情報とみなして開示しないとの理由を明記しているが、これは、広島県の職員等が外来者駐車場を不正利用している事実を隠匿するための手法として考え出した理由である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、おおむね次のとおりである。

本件対象文書には、苦情対象者の氏名、電話番号、車両番号等が記載されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第10条第2号に該当し、不開示とした。

なお、車両番号については、県庁外来者駐車場の利用に当たって、事業に係る用務であるか個人としての用務であるかの確認は行わないことから、事業に係る用務での利用と特定できない以上、個人に関する情報とみなすものである。

また、本件対象文書には、苦情申立者が述べた法人名が記載されている。苦情や情報提供の内容については、いずれも不確実な情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあることから、条例第10条第3号に該当し、不開示とした。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が県庁構内に設置した外来者用駐車場（以下「駐車場」という。）の利用について、実施機関に寄せられた苦情及び情報提供並びに当該苦情等に対する実施機関の措置を記録した文書である。

本件処分において、不開示とした情報は次のとおりである。

- (1) 聞取票、聞取票及び本件駐車整理票に記載された自動車登録番号（以下「特定車両の自動車登録番号」という。）  
特定車両の自動車登録番号は、運輸支局等の名称、分類番号、文字及び4けたの指定番号のすべてが記載されているもの以外に、分類番号が記載されていないもの及び指定番号のみが記載されているものが存在する。
- (2) 聞取票に記載された実施機関が照会を行った法人の担当者名並びに本件駐車整理票に記載された駐車場の管理を受託している業者の担当者名及び駐車場の利用者名（以下「担当者名等」という。）
- (3) 本件駐車整理票に記載された駐車場利用者の連絡先電話番号及び勤務先（以下「特定利用者の電話番号等」という。）
- (4) 聞取票及び本件駐車整理票に記載された、駐車場を不正利用していると指摘されている駐車場利用者が訪問した法人の名称（以下「訪問先法人名」

という。)

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 特定車両の自動車登録番号について

実施機関は、特定車両の自動車登録番号は条例第10条第2号(以下「第2号」という。)に該当し、不開示としたと主張しているため、同号該当性について検討する。

#### ア 第2号本文該当性について

第2号本文では、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

まず、自動車登録番号が分かれば、何人も陸運支局等で道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第22条の規定により登録事項等証明書を請求できることから、この制度により当該車両の所有者及び使用者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所が明らかになり、この所有者等が個人であれば、自動車登録番号を公にすることにより、特定の個人が識別されることになる。

もっとも、登録事項等証明書で判明した所有者等が法人であることも考えられるし、また、登録事項等証明書は自動車登録番号票(ナンバープレート)に記載されたすべての事項が分からなければ請求できないのであるから、特定車両の自動車登録番号すべてについて登録事項等証明書を請求できるわけではない。

しかしながら、所有者等が法人である場合も含めて、少なくとも自動車登録番号のうち4けたの指定番号が開示されれば、駐車場などで目撃された場合、本件対象文書に記載された車両であると推察され、運転者が特定される可能性がある。

そして、当該運転者は本件対象文書において駐車場を不正利用していると指摘されていることから、当該指摘の真偽は別として、その者に対する社会的評価を損なうなど個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、特定車両の自動車登録番号は、いずれも第2号本文に該当すると認められる。

#### イ 第2号ただし書該当性について

第2号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等...である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及

び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならないと規定している。

駐車場を利用していた車両の自動車登録番号が何番であったかは公にされている情報ではなく、また、駐車場の利用自体は公務員の職務の遂行に係る情報とはみなすことはできないため、ただし書イ及びハに該当するとは認められない。

また、ただし書ロに該当しないことは明らかである。

ウ したがって、特定車両の自動車登録番号は第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 担当者名等について

実施機関は、担当者名等は第2号に該当し、不開示としたと主張している。

担当者名等は、特定の個人が識別できる情報であることから、第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないことは明らかであるため、これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 特定利用者の電話番号等について

実施機関は、特定利用者の電話番号等は第2号に該当し、不開示としたと主張しているため、同号該当性について検討する。

本件駐車整理票に記載した駐車場利用者は、頻繁に駐車場を利用していると指摘されているため、勤務先を開示すると、既に開示されている情報と照合することにより、駐車場において当該車両及び当該利用者が特定されることになる。

また、連絡先電話番号が自宅のものか勤務先のものかは不明であるが、自宅のものであった場合はもちろんのこと、勤務先のものであったとしても、当該勤務先が明らかになることで、前述のように当該車両及び当該利用者が特定されることになる。

したがって、特定利用者の電話番号等は第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 訪問先法人名について

実施機関は、訪問先法人名が条例第10条第3号(以下「第3号」という。)に該当し、不開示としたと主張しているため、同号該当性について検討する。

第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

聞取票 及び本件駐車整理票において、特定の車両が駐車場を不正利用していると指摘されているが、実施機関は、当該苦情や情報提供の内容は不確実な情報であると主張している。

本件対象文書を見る限り，駐車場の不正利用について，その真偽を明らかにする客観的な証拠は存在しない。

こうした状況の中で，法人名が開示されることになれば，あたかも当該法人が駐車場の不正利用を黙認しているかのごとき印象を与え，その社会的評価が低下する等，当該法人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また，第3号ただし書は，「人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」については，同号本文に該当するものであっても開示しなければならないと規定しているが，訪問先法人名がこれに該当しないことは明らかである。

したがって，訪問先法人名は第3号本文に該当し，かつ，同号ただし書に該当しないため，これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

### 3 結論

よって，当審査会は，「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15 . 10 . 20	・ 諮問を受けた。
15 . 11 . 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
15 . 12 . 22	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
16 . 1 . 9	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16 . 2 . 23	・ 異議申立人から意見書を收受した。
16 . 2 . 27	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
18 . 6 . 16 (平成 18 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 7 . 18 (平成 18 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 9 . 7 (平成 18 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 10 . 20 (平成 18 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
神 谷 遊	広島大学大学院法務研究科教授
真 田 文 人	弁護士
西 村 裕 三 ( 部 会 長 )	広島大学大学院社会科学研究科教授